

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月3日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
署名	名 称	位 置	所 管	区 域	署名	名 称	位 置	所 管	区 域
(略)									
新潟 中央 警察 署	柳都交 番	<u>新潟市</u> <u>中央区</u> <u>稻荷町</u>	(略)		新潟 中央 警察 署	<u>新潟市</u> <u>中央区</u> <u>附船町</u> <u>1丁目</u>	(略)	(略)	(略)
(略)									
(略)									

附 則

この規則は、令和2年3月6日から施行する。